

九州看護福祉大学

令和4(2022)年度 新型コロナウイルス感染症による学生支援

本学では、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変した学生が安心して学業を継続していけるよう、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度に引き続き、以下の支援策を策定いたしました。

各制度の詳細につきましては、後日、学務情報システム(Campus Square)でお知らせいたします。

制度	制度の概要	支援内容
【緊急授業料減免制度】 (減免型A) 対象:学部学生、大学院学生 助産学専攻科学生	新型コロナウイルス感染症の影響で次のいずれかの事情に該当する場合	—
	主たる学資支弁者が死亡した場合	一般納付金を減免
	主たる学資支弁者が失職した場合	一般納付金を減免
	主たる学資支弁者が公的支援を受けている場合	授業料の2分の1を減免
	主たる学資支弁者の令和3年の収入が令和元年又は令和2年より半分以上減少した場合	
	主たる学資支弁者の令和4年の収入見込が令和元年から令和3年のいずれかで半分以上減少する場合	
	主たる学資支弁者の令和3年の収入が令和元年又は令和2年より3分の1以上減少した場合	授業料の3分の1を減免
主たる学資支弁者の令和4年の収入見込が令和元年から令和3年のいずれかで3分の1以上減少する場合		
【修学支援授業料減免制度】 (減免型B) 対象:学部学生	(減免型A)には該当しないが、次のいずれかの事情に該当する場合	—
	主たる学資支弁者の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少した場合(区分Ⅰ)	授業料の4分の1を減免 [採用人数] 100名 (区分Ⅰ) 75名 (区分Ⅱ) 25名
	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したわけではないが、生活が困窮している場合(区分Ⅱ)	
【貸与奨学金制度】 対象:学部学生	これまで3年次と4年次のみが貸与対象であった制度を令和4年度に限り、1年次と2年次にも拡大する	一般納付金の年額以内を貸与
【緊急生活支援金(貸与)制度】 対象:学部学生、大学院学生 助産学専攻科学生	アルバイト収入の減少などにより生活費が不足する者を対象に緊急的な支援金を無利子で貸与する	最大9万円を貸与 (月額3万円×3か月)
【学費納入期限猶予制度】 対象:学部学生、大学院学生 助産学専攻科学生	令和4年度第2学期の学費(授業料、実験実習料、施設設備資金)の納入期限を3か月延長する	12月31日まで延長 (通常は9月20日まで)

※一般納付金とは、所属学科の授業料、実験実習料、施設設備資金の合計額です。

【お問い合わせ先】
 九州看護福祉大学 学生課
 TEL: 0968-75-1854 FAX: 0968-75-1853
 E-Mail: gakusei@kyushu-ns.ac.jp